

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から
役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年6月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	石井 正澄	観音寺市新田町855番地1	平成24年5月24日